

5類移行後の新型コロナウイルス感染に係る傷病手当金について

新型コロナウイルス感染症に感染し傷病手当金の請求を行う際に、医師の証明をもらうのが困難な場合、特例で保健所発行の療養証明書や陽性者確定メール等を添付すると医師の証明の代わりにすることが出来ましたが、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、支給申請期間が R5.5.8 以降のものにつきましては、他の傷病と同じように医師の証明が必要となります。